

事業者の皆さまへ

『ごみの適正処理、減量化にご協力ください』

“みんなで取り組む”
資源循環都市しものせき

しものせき
事業ごみ
ごみ処理ガイド

SHIMONOSEKI CITY BUSINESS-RELATED GARBAGE GUIDE BOOK



廃棄物の処理は事業者はその責任があります

事業活動によって生じたごみは家庭ごみとは処理方法や取り扱いが異なります。ごみステーションに排出することはできません。

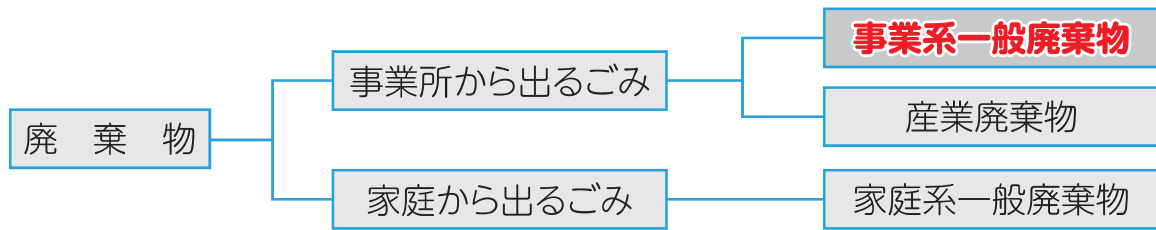
発行/下関市環境部クリーン推進課（令和8年3月）



shimonoseki-city

下関市

事業系一般廃棄物とは



事業活動に伴って生じた**産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。**

※事業活動とは、会社や工場などの事業所、学校や官公庁などの公共機関、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店など、家庭以外で行われる全ての活動を指します。

産業廃棄物とは







事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類(燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など)の廃棄物と輸入された廃棄物をいいます。

お問い合わせ

廃棄物対策課 廃棄物指導係

電話:252-7152

事業ごみと家庭ごみのよくある間違い

事業ごみ ごみステーションに捨てられません!	家庭ごみ ごみステーションに捨てられます
会社で捨てる弁当の容器 寮で寮母さんが集めたごみ 	家に持ち帰った弁当の容器 寮で自分のごみを入れた指定ごみ袋 
会社のシュレッダーごみ 納品伝票や郵便物など 仕入れで使ったダンボール 	家のシュレッダーごみ(赤色指定ごみ袋へ) 自分で買ったダンボール 
業者が草刈りをした庭の草 	自分で草刈りをした庭の草 

事業ごみQ&A

Q 事業ごみとは？

A 事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の一般廃棄物をいいます。
商店、事務所、工場、飲食店などあらゆる活動によって生じたごみが事業ごみになります。

Q なぜ事業ごみは自治会などが設置しているごみステーションに出せないの？

A 廃棄物処理法第3条で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されているため、家庭ごみの収集のために設置されているごみステーションには排出できません。

Q 事業所から排出するごみが少量で、中身が家庭ごみと変わらない場合、ごみステーションには出せるの？

A ごみの量や種類に関わらず、事業所から排出されたごみは、ごみステーションには出せません。

Q もし、ごみステーションに捨ててしまったらどうなるの？

A 不法投棄と見なされる可能性があります。
5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科される場合があります。
くれぐれも、ごみステーションには排出しないようにしてください。

事業者の責務

事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理すること及び廃棄物の減量に努めることが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」と、「下関市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(第4条)」において、義務付けられています。また、廃棄物の減量や適正処理について、市の施策に協力することが定められています。

事業所から出たごみは、ごみステーションに出すことは出来ません!

市が収集するのは、家庭の日常生活から出るごみだけです。事業ごみは規模にかかわらず、必ず事業者の責任で適正に処理する必要があります。



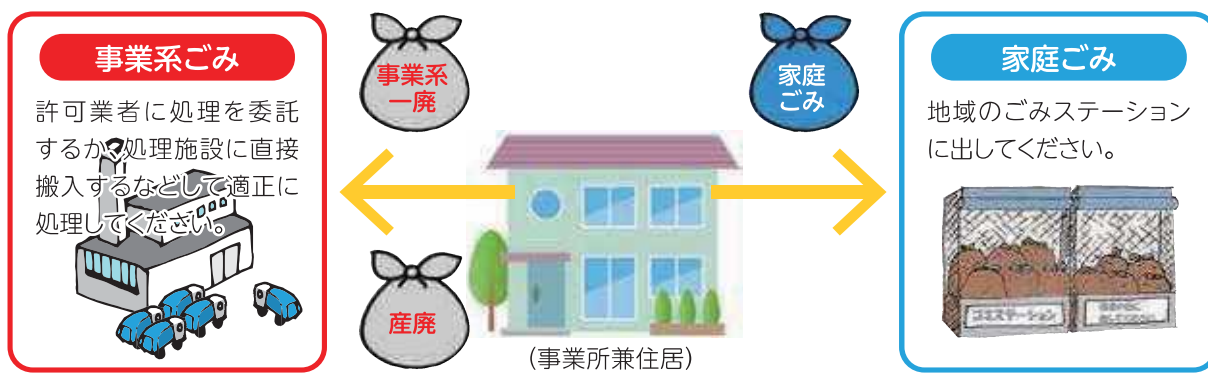
ごみの減量を推進するには、関係者同士の連携が不可欠です。自らの事業所での取り組みをはじめ、建物に入居する事業所においては建物の所有者、廃棄物の管理責任者、テナントや社員がそれぞれの役割を果たし、連携することで取り組みがより効果的なものになります。



※重要

Q. 1階が事業所で2階が住居のように、事業所と住居が同じ建物の場合、廃棄物の処理はどうすればいいですか?

A. 1階で出たごみは事業系廃棄物、2階で出たごみは家庭系廃棄物、それぞれ分けて出す必要があります

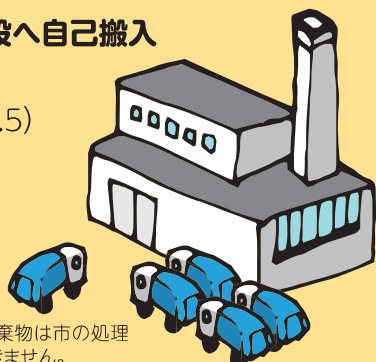


事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物の処理方法は、以下のいずれかによります。

●市の処理施設へ自己搬入

下関市の
処理施設 (P.5)



※特別管理一般廃棄物は市の処理施設では受入できません。

●一般廃棄物収集運搬許可業者等に依頼

一般廃棄物収集運搬許可業者 (P.6)
再生輸送業個別指定業者 (P.6)



事業ごみを家庭ごみとして出すことは出来ません!!!

市が収集するのは、家庭の日常生活から出るごみだけです。事業ごみは規模にかかわらず必ず事業者の責任で適正に処理してください。

事業ごみを地域のごみステーションへ
排出するのはルール違反です。



ごみの不法投棄は犯罪です!!!

ごみをみだりに投棄すると、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)又は併科に処せられます。



下関市の処理施設

自ら市の施設に搬入する場合

受付日時 月曜日～金曜日
8時15分～16時00分
※祝日も搬入できます。

休業日 土曜日、日曜日
年末年始

一般廃棄物処理手数料

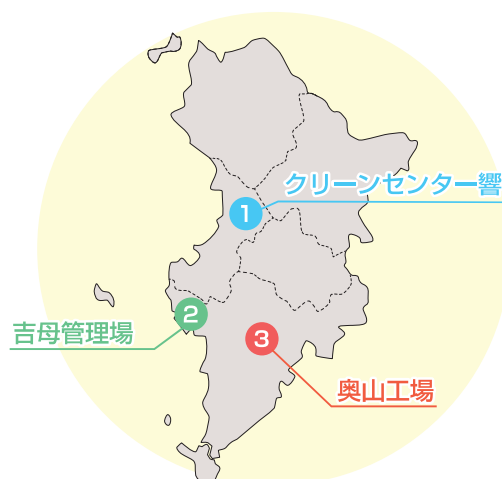
100kgまでごとに520円

産業廃棄物処分費用

100kgまでごとに1,560円

※各施設で料金を精算します。

※上記手数料は、令和7年12月1日時点の額です。



1 クリーンセンター響

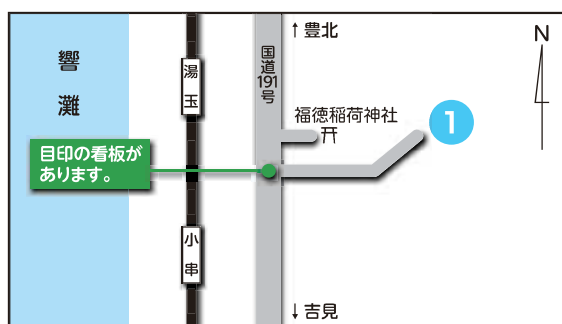
一般廃棄物のみ受付

下関市豊浦町大字宇賀13528-12

☎776-0321

【搬入時の分別】

一般廃棄物のみ搬入可能



2 吉母管理場

不燃ごみ受付

【搬入時の分別】

- ①ソファ・ベッド・マット等 (スプリング入)
- ②ガラス・陶磁器 ③がれき類
- ④金属くず ⑤家電製品(一部を除く)
- ⑥自転車 ⑦乾電池 ⑧硬質プラスチック類

下関市大字吉母字舟頭10332-1 ☎286-2803



3 奥山工場

可燃ごみ受付

【搬入時の分別】

- ①生ごみ ②繊維類 ③紙くず ④草
- ⑤木くず ⑥家具(ガラスや鏡は外す)
- ⑦ビニール類(1m以内に切断)
- ⑧軟質プラスチック類

下関市大字井田字桑木10378 ☎257-5311

お問い合わせ

環境施設課 管理係

電話:252-1943



一般廃棄物収集運搬許可業者

旧下関・菊川・豊田地区

業者名	電話番号	所在地	備考
(有)新生メンテナンス工業所	222-8322	椋野町一丁目28-22	
(有)関清	252-2808	武久町二丁目80-16	
(有)関門清掃センター	222-9989	羽山町22-10	
松田清掃(株)	248-4327	長府扇町3-38	
(有)伊村清掃	258-4733	横野町四丁目2-23	
(株)三協グリーナー	261-5039	彦島迫町一丁目19-20	
(有)ヒロモト	248-4321	ゆめタウン2-12	
(株)エコプラン	250-3700	綾羅木本町七丁目17-13	
(資)竹田商店	267-1455	東大和町二丁目1-3	
(資)響産業	257-0564	秋根東町2-28	
AAAAAAAAAA(Aアリガ10トウ) アトしまつ・ゴミプロ処分場三国.jp	267-8549	大和町二丁目14	
(株)張山設備工業所	266-0720	彦島江の浦町二丁目19-21	
(有)ミユキ産業	265-2298	川中豊町五丁目8-15	
(株)吉村商店	258-1688	大字福江494	
(有)藤野衛生工業所	223-4856	元町4-9	
(有)ニシモト	227-4475	椋野上町1-25	
(株)グローバル	253-6602	幡生宮の下町24-12	
下関ビルサービス(株)	231-6000	上田中町一丁目9-3	
村上商店	253-2289	稗田中町11-11	
ALSOK山口サービス(株)	256-5271	秋根本町二丁目6-22	
(有)垣原商店	266-2988	大和町二丁目9-22	
(有)ヤマウチ	767-0530	豊田町大字日野15-1	ペットボトル、ガラスびん等に限る
(有)豊原商会	766-1862	豊田町大字矢田471	
(有)環境コンサルタント	766-3464	豊田町大字中村213-5	
(株)青松商店	227-2226	椋野町一丁目25-19	

豊浦・豊北地区

業者名	電話番号	所在地	備考
(有)伊村清掃	258-4733	横野町四丁目2-23	事業系一般廃棄物に限る
(有)ヒロモト	248-4321	ゆめタウン2-12	
(株)エコプラン	250-3700	綾羅木本町七丁目17-13	
(有)高木産業	282-1665	小月西の台3-17	事業系一般廃棄物に限る
大村産業建設(株)	223-8151	向洋町三丁目2-12	事業系一般廃棄物に限る
(株)青木建設	282-2535	清末千房三丁目6-15	事業系一般廃棄物に限る
海部運送(株)	782-1223	豊北町大字海部872-7	
西部工輸(株)	256-1121	大字小野416-1	事業系一般廃棄物に限る
(株)平山商店	774-0751	豊浦町大字小串1373-1	
(株)環境ロジテック	785-0567	豊北町大字粟野3627-1	
(株)ヤマト	248-0357	長府扇町7-9	
(有)共立産業	776-0155	豊浦町大字宇賀7430-27	

※令和7年12月末現在の許可業者一覧です。変更されることがありますので、ご注意ください。最新の情報は、廃棄物対策課にお問い合わせください。

※産業廃棄物の処理業者については、県又は市のホームページで確認することができます。

(山口県産業廃棄物処理業者検索システム <http://haikibutsu/pref.yamaguchi.lg.jp/>)

再生輸送業個別指定業者

業者名	電話番号	所在地	取り扱う廃棄物の種類
山陽ハイミール(株)	232-3288	筋川町20-15	一般廃棄物 動植物性残さ(魚腸骨)
(有)ヒロモト	248-4321	ゆめタウン2-12	一般廃棄物 動植物性残さ
福岡産業(株)	222-7590	筋ヶ浜町4-1	一般廃棄物 動植物性残さ(魚腸骨)

※令和7年12月末現在の指定業者一覧です。変更されることがありますので、ご注意ください。最新の情報は、廃棄物対策課にお問い合わせください。

※依頼される場合は別途手続が必要となりますので、ご注意ください。詳細は、廃棄物対策課にお問い合わせください。

お問い合わせ

廃棄物対策課 廃棄物指導係

電話:252-7152



事業系廃棄物の分類目安表

●一般廃棄物…一廃 ●産業廃棄物…産廃 ※廃プラスチックは「廃プラ」と記載

あ行

名 称	分類	産廃品目	備 考
空き缶	産廃	金属くず	★
空きびん	産廃	ガラスくず	★
アクリル板	産廃	廃プラ	
アスファルト	産廃	がれき類	
アルミサッシ	産廃	金属くず	
衣装ケース(プラスチック製)	産廃	廃プラ	
一斗缶(金属製)	産廃	金属くず	
椅子(木製)	一廃		※2
椅子(木製以外)	産廃	廃プラ・金属くず	
衣類・古布(化学繊維)	産廃	廃プラ	
衣類・古布(天然素材)	一廃		※3
インクカートリッジ	産廃	廃プラ	
枝・葉・草	一廃		※2
FRP製品	産廃	廃プラ	
エンジンオイル	産廃	廃油	
塩化ビニル管	産廃	廃プラ	
鉛筆	一廃		
OA古紙	一廃		★ ※1

か行

名 称	分類	産廃品目	備 考
貝、貝殻	一廃		※4
化学繊維製品	産廃	廃プラ	
家具(木製)	一廃		※2
家具(木製以外)	産廃	廃プラ・金属くず	
傘	産廃	廃プラ・金属くず	
カセットテープ	産廃	廃プラ	
カセットボンベ	産廃	金属くず	中のガスは使い切る
カッターナイフ	産廃	廃プラ・金属くず	
カーテン(化学繊維)	産廃	廃プラ	
カーテン(天然素材)	一廃		※3
花びん(ガラス・陶磁器製)	産廃	ガラスくず・陶磁器くず	
壁紙	産廃	廃プラ	
紙くず	一廃		※1
髪の毛(人毛)	一廃		
紙袋	一廃		
紙パック	一廃		★
ガラス製品	産廃	ガラスくず	
瓦	産廃	陶磁器くず	
魚網(化学繊維)	産廃	廃プラ	
記録メディア(CD, DVD等)・ケース含む	産廃	廃プラ	
金庫	産廃	金属くず	
金属製品	産廃	金属くず	
靴(化学繊維製)	産廃	廃プラ	
靴(天然皮革)	一廃		
クリアファイル	産廃	廃プラ	
蛍光灯	産廃	廃プラ・金属くず・ガラスくず	※5
結束バンド	産廃	廃プラ	
建具(木製)	一廃		※2

か行

名 称	分類	産廃品目	備 考
建具(木製以外)	産廃	廃プラ・金属くず	
合成樹脂製品	産廃	廃プラ	
小型家電製品(電話, プリンター等)	産廃	廃プラ・金属くず・ガラスくず	
ゴム製品(合成ゴム製)	産廃	廃プラ	
ゴム製品(天然ゴム製)	産廃	ゴムくず	

さ行

名 称	分類	産廃品目	備 考
魚のアラ	一廃		※4
雑がみ	一廃		★
自転車	産廃	廃プラ・金属くず	
シャープペンシル	産廃	廃プラ・金属くず	
シャープペンシルの芯	一廃		
じゅうたん(化学繊維)	産廃	廃プラ	
じゅうたん(天然素材)	一廃		※3
充電器	産廃	廃プラ・金属くず	
シュレッダーくず	一廃		★ ※1
消火器	産廃	廃プラ・金属くず	リサイクル制度あり
食品残さ	一廃		※4
新聞、雑誌	一廃		★ ※1
スコップ	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
ストーブ	産廃	廃プラ・金属くず	
ストロー	産廃	廃プラ	
スポンジ	産廃	廃プラ	
炭(未使用)	一廃		
スリッパ	産廃	廃プラ	
生花	一廃		
石鹸	産廃	廃油	
セメント製品(コンクリート等)	産廃	コンクリートくず	

た行

名 称	分類	産廃品目	備 考
体温計	産廃	金属くず・ガラスくず	※5
体温計(デジタル)	産廃	廃プラ・金属くず	
台車	産廃	廃プラ・金属くず	
タイヤ	産廃	廃プラ	
竹、笹	一廃		※2
畳(樹脂)	産廃	廃プラ	
畳(天然素材)	一廃		※3
たばこ(吸い殻)	一廃		
段ボール	一廃		★ ※2
机(木製)	一廃		※2
机(木製以外)	産廃	廃プラ・金属くず	
電気コード	産廃	廃プラ・金属くず	
電球	産廃	金属くず・ガラスくず	
電池	産廃	汚泥・金属くず	※5
陶器	産廃	陶磁器くず	
トタン	産廃	金属くず	
塗料(固形)	産廃	廃プラ	
塗料(水性・液状)	産廃	廃酸又は廃アルカリ・廃プラ	
塗料(油性・液状)	産廃	廃油・廃プラ	性質により特別管理産廃あり

な行

名 称	分類	産廃品目	備 考
長靴(合成ゴム)	産廃	廃プラ	
流し台(ステンレス)	産廃	金属くず	
流し台(陶器)	産廃	陶磁器くず	
流し台(木材)	一廃		※2
生ごみ(厨芥類)	一廃		※4
南京錠	産廃	金属くず	
庭石	産廃	がれき類	
ネット(化学繊維)	産廃	廃プラ	
ネット(天然素材)	一廃		※3
粘着テープ (化学繊維製)	産廃	廃プラ	
粘着テープ(紙・布製)	一廃		※1 ※3
農機具	産廃	金属くず	

は行

名 称	分類	産廃品目	備 考
灰	産廃	燃え殻	
廃食用油	産廃	廃油	
パソコン	産廃	廃プラ・金属くず	リサイクル制度あり
バッテリー	産廃	廃油・廃プラ・金属くず	廃酸は特別管理産廃
発泡スチロール	産廃	廃プラ	
刃物類	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
パレット (プラスチック製)	産廃	廃プラ	
パレット(木製)	産廃	木くず	
ハンガー	産廃	廃プラ・金属くず	
ビデオテープ	産廃	廃プラ	
ビニールシート	産廃	廃プラ	
ビニールホース	産廃	廃プラ	
ファイル(紙製)	一廃		※1
ファイル(金属あり)	産廃	金属くず	
フィルム	産廃	廃プラ	
ふすま	一廃		※1 ※2
ふすま紙	一廃		※1
布団(化学繊維)	産廃	廃プラ	
布団(天然素材)	一廃		※3
プラスチック製 容器包装	産廃	廃プラ	
ヘアピース(化学繊維)	産廃	廃プラ	
ヘアピース(天然素材)	一廃		※3
ペットボトル	産廃	廃プラ	★
ヘルメット	産廃	廃プラ	
弁当の容器	産廃	廃プラ	
ホイール (車両タイヤ用)	産廃	金属くず	
ホイールキャップ	産廃	廃プラ	
ボールペン	産廃	廃プラ・金属くず	
ホッチキス	産廃	廃プラ・金属くず	
ポリバケツ	産廃	廃プラ	
保冷剤	産廃	廃プラ	

ま行

名 称	分類	産廃品目	備 考
マウスパッド	産廃	廃プラ	
巻尺	産廃	廃プラ・金属くず	
マグネット	産廃	金属くず	
マッチ	一廃		※2
マットレス (天然素材でコイルを 含まないもの)	一廃		※3
マットレス (上記以外のもの)	産廃	金属くず	
マネキン	産廃	廃プラ	
モップ	産廃	廃プラ・金属くず	柄の材質によっては混合物

や・ら・わ行

名 称	分類	産廃品目	備 考
ライター	産廃	廃プラ・金属くず	中のガスは使い切る
ラップ類	産廃	廃プラ	
レインコート	産廃	廃プラ	
レジスター	産廃	廃プラ・金属くず	
レジ袋	産廃	廃プラ	
れんが	産廃	陶磁器くず	
ロッカー	産廃	金属くず	
ロープ(化学繊維)	産廃	廃プラ	
ロープ(天然素材)	一廃		※3
割り箸	一廃		※2

- ※1 紙類のうち、建設業、パルプ、紙、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷加工業等に係るものは産廃
 - ※2 木類・木製品のうち、建設業、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレットは産廃、PCBが染み込んだものは特別管理産廃
 - ※3 繊維・繊維製品のうち、建設業、繊維工業に係るものは産廃、PCBが染み込んだものは特別管理産廃
 - ※4 食物・食品のうち、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動植物に係る固形状の不要物は産廃
 - ※5 水銀使用製品が廃棄物となったもの(水銀使用製品産業廃棄物)については、その許可を受けた業者に委託してください。
- ★ 資源物になりますので、できる限りリサイクルにご協力ください。



下関市環境部 〒751-0847 下関市古屋町一丁目18-1

- 事業系一般廃棄物の処理計画に関すること…クリーン推進課 電話 252-7165
- 事業系一般廃棄物の処理施設に関すること…環境施設課 電話 252-1943
- 産業廃棄物に関すること…廃棄物対策課 電話 252-7152